

これからは、“市民が主役のまちづくり”

これからは、多様化する地域の課題や需要に対応していかなければなりません。

“市民が主役のまちづくり”とは、市民の力でしあわせを実感できる七尾市を実現するため、まちづくりの基本原則である、情報共有、参画、協働を進めながら、市民の自律と共助に基づいた地域活動や市民活動によるまちづくりをより一層進めることをいいます。

—この条例が、推進されることにより—

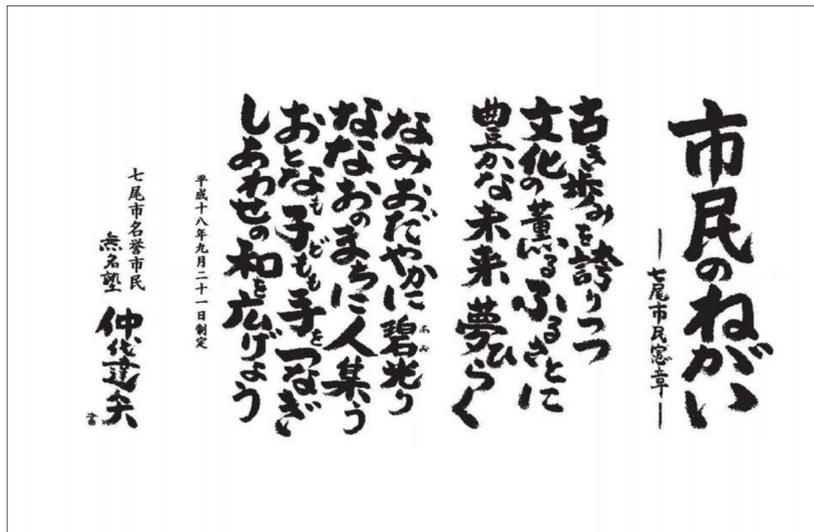
市民にとっては、①市民の権利と責務が明確になります。②市政情報等の共有化が進みます。③市政運営の根拠や仕組みが分かりやすくなります。④市民参加と協働の仕組みが整えられます。⑤まちづくりの担い手が育ちます。

議会・行政にとっては、①議会・市政運営の明確化、透明性の促進が図られます。②条例に基づいて、他の条例や制度及び仕組みが整えられます。

そうすることで、住み良い豊かな地域社会を実現することを目指しています。

“まちづくり”がスタート!

この条例制定によって、すぐに何かが変わるものではありません。条例制定はゴールでなく、七尾市まちづくり基本条例に基づく“市民が主役のまちづくり”を進めるスタートです。まちづくりに関わる様々な人たちが、条例の趣旨を理解し、行動することで条例の価値がより高まります。



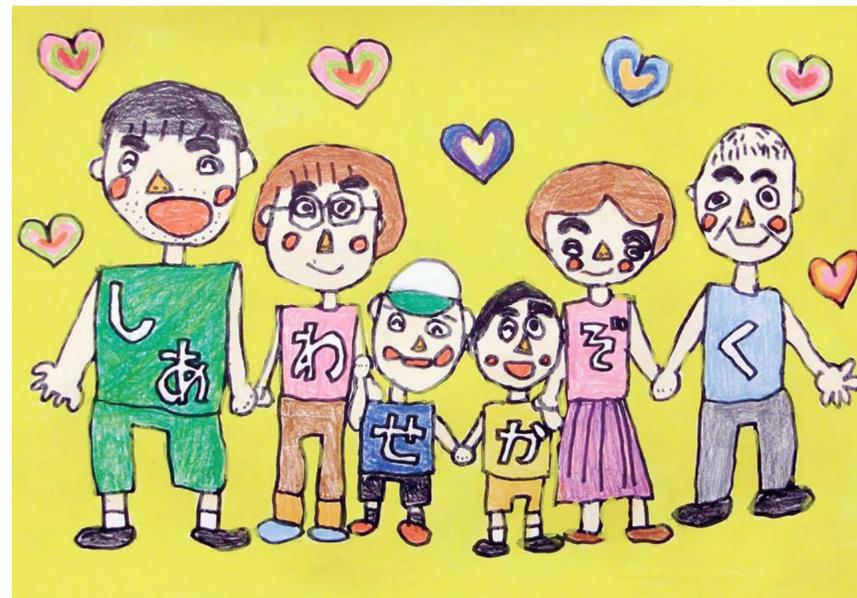
「市民のねがい 一七尾市民憲章一」は、豊かな自然や文化を大切にしたい、みんなのしあわせを願い、安心とやさしさにつつまれた夢あふれる未来に羽ばたく七尾市をめざす、市民みんなの心のシンボルです。

お問い合わせ先

七尾市 企画経営部 市民男女協働課 地域づくり協働推進室
〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地
TEL.0767-53-8633 FAX.0767-53-1125
E-mail kyoudou@city.nanao.lg.jp

“市民が主役のまちづくり”の指針

「まちづくり基本条例」が制定されました



平成 22 年度 市民のねがい夏休み絵画作品 小学校低学年の部優秀賞 山王小学校 1 年 鳥畑颯天

七尾市

七尾市では、豊かな七尾市の実現のため基本的なルールとなる条例の素案を協議・検討するため、公募委員を含めた市民会議を設置しました。市民会議は、18 回の会議を重ね、「七尾市まちづくり基本条例案」に関する提言をまとめ、市役所の会議と協働で、市長に条例案を提出いたしました。市民のみなさんと、「情報の共有」「参画」「協働」によるまちづくりを推進するための仕組みを協働で定めたこの条例は、平成 24 年 9 月に施行されます。

これまでは……

私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化や人口減少が進み、経済環境の変化や社会の成熟化に伴う意識の変化により、生活様式や市民の考え方も様々です。

そうした中で、七尾市では、集落の安定した運営がきびしくなる場所も出てくるなど、多くの社会的な課題や地域課題に直面し、また市民のみなさんの需要も多様化しています。

しかし、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、課題や需要に十分に対応していくことが難しくなっています。

一方、地域や団体で、公共的な課題に自ら進んで取り組む市民が増えています。

条例に基づく “市民が主役のまち”

